

Imamura, Kosumo, Funagayama, Sakuradai, Futatsuyama, Futatsuyama Danchi, Nakao, Ishikubo, Kyukoyo Sokushin Jutaku, Maebira Tenjin, Umedani, Yamazumi Newtown, Shimoikura, Kamiikura, Kamiikura Danchi, Kita-Teramachi, Minami-Teramachi, Nakawataze, Akebono, Buttozon, Shinmura, Owaki, Aokidai, Kuratani, Tsukichibaru, Motta, Kusubar, Kurokusa, Motono, Kataino, Fumoto, Sakuragaoka, Shichino, Shiomizu, Karanita, Tenjin, Hae, Nosaki, Matsuyama, Uenoharu, Shirasugao, Minamibaru Danchi, Minamibaru, Asahi-machi, Aimata (south of former Fumoto-Umedani National Route and west of Municipal Road), Myojinbaru (south of former Fumoto-Umedani National Route), Shimo-Sakuramachi (east of Prefectural Road)

Tano		2026 3		March		Zone 1	
Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat	
1	2 Burn	3 N.B. Metals	4 Cans/Bottles Cloth/Paper	5 Burn	6 Plastic	7	
8	9 Burn Other materials	10	11 PET Cloth/Paper	12 Burn	13 Plastic	14	
15	16 Burn	17	18 Cans/Bottles Cloth/Paper	19 Burn	20 Plastic	21	
22	23 Burn	24	25 PET Cloth/Paper	26 Burn	27 Plastic	28	
29	30 Burn	31					

あなたらしい終活を始めてみませんか。

契約年齢に応じた保険料
でもしものときに備える

はじめやすい

保険期間1年の「掛捨て型死亡保険」！

葬儀保険

無配当1年
定期保険（保険金建）
保険金一定プラン

3つの「**やす**」ではじめやすい

かんたんてで
早い

保険金クイック支払サービス

1営業日 請求手続

（株）メモリード・ライフ
に死亡保険金請求書類
を提出

最短

2営業日 死亡保険金支払

簡単な手続きで、（株）メモリード・ライフが死亡
保険金請求書類を受付けた日から最短で翌営業日に死亡
保険金をお支払いするサービスです。※2

簡単な
手続きで！
申込み
「やす」

必要な時に
「受取り
やす」

簡単な
用途で
「使い
やす」

医師の診査は不要

※3

満89歳まで
申込み可能

※4

満99歳まで
更新可能

死亡保険金額は
10万円単位

死亡保険金額

30万円～300万円

災害死亡保険金額

0万円～300万円

※5

たとえば 満65歳女性 月払保険料

死亡保険金額 100万円の場合

980円

※1

お問合せ・資料請求はこちら！

取扱代理店 株式会社メモリード宮崎

宮崎県青葉町5-1

（土、日、祝、年末年始を除く）

9:00～17:00

0120-99-3765

※6

引受保険会社（少額短期保険業者） 株式会社メモリード

登録番号：関東財務局長（少額短期保険）第18号（承認番号）MLAD2410-12

※1 保険料は掛捨てで、1年更新制に適用されます。ご理解の上、お申込みください。左記以外の保険料については、パンフレット等でご確認ください。またはお問合せください。※2 保険金クイック支払サービスの適用条件を満たす場合に限ります。※3 被保険者が本人による自害の疑いがある場合、※4 健康状態によりお引越けできない場合がある。※5 災害死亡給付額を付加することがあります。災害死亡保険金額の設定は主契約の死亡保険金額と同額以下となります。本広告には保険の概要を説明したものです。保険料額、保険料およびサービス等の詳細につきましては、表紙の「サービス」欄をご覧ください。※6 契約内容は、資料等を請求したときに「契約内容（契約概要）」「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」に「契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。またお客様（被保険者）がご加入の公的年金（遺族年金）等社会保険から給付される死亡保険（年金）またはお近くの年金事務所にお問合せ下さい。ついでに「お金のついで」欄をご覧ください。